

再び轉々して、拾芥抄には、クサメする時に、呪文を唱ふ。その頰に、休息萬命急々如律令とあり。後には、徳萬歳と聲を合すやうになりしも、更に變轉して畜生と呼ぶに至りぬ。

紫式部日記にもある如く、刀は生兒の守護の一具となり、爲に誕生祝として、刀を贈りしは、後拾遺集の詞書にも見えたり。虎の頭亦惡魔除の一具たり。足利時代の犬箱は産屋に備ふる用具の一にして、之に産衣を着せ、然る後生兒に着するなり。箱の中は、守札、又は産屋用の白粉、壘紙、眉掃等を入れたり。これ即ち、犬張子にして、犬は夜を守る獸なるより、中古の虎頭より思ひつきて製出せしならん。更に、又天兒といふを備ふ。こは人形にて、生兒の守として、之にすべての凶事を負はせたること源氏物語に見え、仙源抄には、三歳まで用ゐたるものと如く記し、貞丈雜記に、天兒は練絹にて、人形を縫ひ、綿を入れたる物の如く記せり。打蒔、即ち散米

は、平居兒の枕頭に置き、怪しきものを見れば、直に撒じて、邪をはらふの禁厭としたりき。要するに、生兒につきて、種々の儀式を作り、之を遂行して、兒の萬福を祈りしなり。若し、之を行はざらんか、忽ち邪魔の襲ふものと信じ、兒の運命を氣遣ひたるものと如し。今世に至り、尙種々の儀式、古習の存せるもの多し、章をあらためて之を記さん。

第二十一章 出産の古俗

主として、近古時代に於ける本題目につきて叙述せんと欲すれども、往々中古に溯りて起源を記し、近世に及ぶものあるべし。帯の祝、これは、前章に述べたる着帯のことにて、夫たる人の、自ら帯を取つて、結ぶといふ事の例となりて、東鑑にある政子の着帯の時、頼朝てづから、之を結ばれし如く、下俗にも、之を倣ひた

り。こは着帯と稱すれども、「ユハダオビ」即ち結肌帯とも、岩田帯ともいひて、簾中日記、薩戒記などにも見えて、彼の、人知れずはだへに結ぶ岩田帯

心くるしき時をこそ待て

と咏める歌にて、人も知る所にして、妊婦は南面して坐せば、夫はその前に坐して、帛帯を取り、端の方より妊婦の左の袖の中に入れ、妊婦は之を受取りて、小袖の中にて肌につけ、引廻して後、右の袖より出して、夫に渡せば、夫は元の宮に納め、更に、再び夫は布帯を取出して、妊婦の左の袖中へ挿入れ、妊婦は之を受取りて、腹に結ぶを法とせり。始の帛帯は、精好織にして、後のは布帯なり。直に用ふるは、この布帯にて、前者は儀式的に過ぎざるなり。御帯祝の盃は、簾中日記にある如く、着帯の式後、上下打混じて、簾を開くをいふ。さて、婦人臨月となれば、前章にいへる如く、

貴婦人は母屋より對の屋へ移り、又は自邸より家臣の第、或は新築の産屋に轉じて、産所を異にせし事、東鑑及び殿中日記の記す如くなれど、下民は陰陽師に方角を占はせて、その方の知音の家へ移るに過ぎざりき。

臍の緒を切斷するは、神代の鹿田姫の故事により、竹製の小刀にて、夫は切る真似をなし、産婆は次に代りて、實際に切斷す。三儀



生婆産の載所草壽人婦圖の所るたげ上取を兒

一統に、將軍自らつくまねをなしたる由、記せるは事實なり、尤も土器を重ね、之にあてゝ切しは、民間にても同じかりき。又、産湯の祝は、湯始の祝と稱し、剃髮の祝とて、産毛を剃り、着衣の祝とて、産衣を着するなど、

民間に行はれたり。

河臨の祭は、陰陽師、河邊に立ちて、祭式を行ふにて、御産所御祈禱河臨祭とて、母子の安全を祈る爲なれば、産前にも、産後にも行ひたること、上下共に同一なり。

湯上布は、産湯の時に、生兒を抱き上るものにて、長短に縫ふとぞ。そは、陽常に餘りて、陰つねに不足するといふ意にて、畏の所を明けて縫ふを、ツユタラシと稱へ、端を紅と、水色とに染上げ、陰陽を表せり。こは、大阪の俗は下民まで之を行ひしも、京都にては、貴紳の間にのみ行はれて、市井には絶えて行はれざりしとぞ。胞衣納は、鬼門金神を避けて、上り口に埋め、産俵を覆ひて、人の踏まざる様になしたり。

産所記、殿中日記などには、禁裡公家にては、清淨の地に埋めて、歸る時、必ず三度咄と笑ひて歸るの法なり。又、埋むる時、男子は

墨筆をも共に埋めしとか、御産部類記に、金銀犀角小刀をも共に埋むと記せり。康和五年正月十六日、堀川院の皇女御誕生の時、金銀犀角墨筆小刀などを埋めし由、民間にては、女子は糸針なども埋めたりき。

足利義教將軍時代にも、この俗行はれて、御産所日記に、若君御誕生の時、胞衣を納むるに、大平といふ文字ある錢、三十三文と、筆一管と、墨一挺、相副へて、壺に相納申候と記せり。

蓼目を射ること市井にも行はれ、又、散米すること、今昔物語の示す如くなるが、兒の生下せし時、祝詞を誦し、又、錢を枕上に置くこと、治承御産記に、皇子降誕、(中略)内大臣誦祝詞三反、彼置錢於皇子御帳御枕上とあり、錢の数は、九十九、三寸許の白き生絹の袋に納め、白絲にて括れりとぞ。下學集に、青蚨は、錢の異名なり。言は、この虫、能く多子を生ず、世俗此の血を取り、以て錢に

塗れば、則ち其の錢多く子を生む、故に錢を呼んで、祝して青蚘と云ふ也、とあるに因り、多子繁昌を願ふの意に出でしならんか。祝詞をあげ、錢を枕頭に置くこと、將軍家には無くして、堂上行はれしこと、御産記のいふ如し。今も尙、山間にては及物を枕上に置き、魔除となすこと、昔の刀を贈り、或は備へたるの遺習か、誕生の日は初夜にて、之より奇數に、三、五、七、九と、三夜、五



婦産の種一は産婦に先て分て  
待ち産婆は湯薬を信るの圖

夜、七夜、九夜と九日まで、毎日うぶやいなひの祝をなす。又、九日目に産婦の衣服、生兒の襦袢、又は屯食、碗飯などを贈る、これにて嬰を張るなり。即ち、産養の意にて、今も尙、七夜に産婆を招きて

嬰應をなし、近所へも膳部を配るの遺習存せり。尤、その當日、若し凶日ならば、日を延したるは勿論の事なり。

次に、名附、即ち命名式は、大體七夜迄に行ひたり。源實朝の誕生せし時は、十六日目に宮參と共に、名附をせしこと、東鑑に見ゆ。昔は、日時も一定せざれど、有成記に、元永二年五月二十八日に、中宮御産ありて、十九日に御名附ありし由、見えたり。

宮參は、百日までは、母子共に白き衣服を被て、百一日目に色直と稱し、産婦も侍女も、色小袖に着かへ、色直の祝をなす。さて、三七日の後、吉日をえらび、社參をなせり。祝言次第に、赤き衣着せて、うぶすな(産土神)へ參らせとあり、御宮參といふ詞は、足利義

満將軍より始まりたりとぞ。いかの祝は、五十日目の祝なり。親戚知人を招きて、饗宴を催すをいふ。

子戴の餅は、四條流献立書に、産立の祝ともいへりとあり。産養の二種にて、産神棚へ供へし餅を、七日の日に、産婦に祝はすことにて、折合五色の餅を盛つて、五合備になす、略式にては打二合にて、置鯉、置鳥をも供ふ。

産衣の祝は、一定せず、單に吉日をえらんで、之を行ひたり。生髪の祝も、吉日をえらぶのみにて、生後何日といふ定めなかりしものゝ如し。

くひぞめの祝は、生兒百二十日目に行ふ、和訓栞に、口引始、又、食始とあり。又、餅と小石二つとを用ふと記せり。四條流献立口傳書に、喰初は、男女共生れたる日より、百二十日に當る日に行ふ、月數は五ヶ月にて、百二十日なり。之を箸初の祝といふ、今流儀により、男百十日、女百二十日とも覺えたる人あり。これ略儀にて、百二十日本式なり。此の時に、よく立つ市場(定市にて盛)にて、餅五

つ買取り、五籠、十一籠に盛出す、又、足打に、親子艸(鼠麴草)をか敷にして盛るなり。之を齒固餅といふ。白餅にも、また、赤餅にもするなり。この餅は、過分に代物を遣すなり。公家にては、魚味、又は真菜の祝なり。三歳までは行はぬ、云々とあり。貞丈雜記に、魚味の祝は、小兒に始めて魚肉を喰はしむる事なり。真菜の祝ともいふ。小兒三四歳の時の祝なり。此の日、小兒にまなとて(實は菜に云ふ也)食物を供ふる祝なり。之をくひぞめともはしたてとも云ふなり。本はまなの祝といふなり。此の時、膳部に魚物を用ふ。小兒は、脾胃の弱きゆゑ、三歳までは、専ら乳を用ひて、粒食魚肉を喰はしめず、扱て、その後、三四歳に至るまでも、魚肉を喰はしむる事なし。小兒は脾胃弱き故に、粒食魚肉を喰はしむれば、脾胃すこやかならずして、病起ることあり云々。又、東鑑に、同十四日に、於左府有魚味之儀(左大臣鎌倉家へ下さる實朝の養子)又、今日若君御

前魚味着袴云々、と見ゆ。

これによれば、魚味の祝、真菜の祝、共に後世の喰初と同一にして、はしたての祝も亦等し、而して魚味と袴着とを、同日に行ひしものとも見えたり。

いたゞき餅の祝は、小兒五歳に達して行ふものなれど、之は公家にのみ行はれて、正月申、吉日をえらび、餅を小兒の頭上に載せて、官位高かれ、命幸かたかれと祝詞を云ひて、餅を三度頭にあつるなり。紫式部日記、桃華蕊葉などにも見ゆ。以上は、單に著名なる習俗に過ぎず。

### 第二十二章 出産及び育児と禁厭

儀式と、それに關聯せる古俗につきては、既に大要を叙せり。更に、出産と、育児とに關する禁厭を記すれば、源氏河海抄にもいへ

る如く、天兒は三歳まで用ふるものにて、すべての凶事を之に負はする爲、這子の形に造りたること、善成の記事の如し。これ畢竟、人形と同じく、悪魔除の一つにして、伊勢神宮の、小米雜の夫婦、睦居の様に宜岐の服粧はせしも、我邦諸冊二尊の遺意として、生成の道に於ける、心やりのすさびたりしなり。されば、近古まで和氣、丹波の兩家には、僅かにその術式を傳へし由、兼良の記にも見え、又、犬箱を産室に供へしも、大嘗會の日に、隼人の犬吠といへるありて、神代の遺風と稱へ、悪しき神を吠言り追退くる真似びなれば、今も神社に高麗狗を置くも、拒魔犬の意なりとて、犬張子といひ、犬人といひ、遂に犬箱として、悪魔除の禁厭に産室には備へたるなり。度會直方の雜遊の考證に、小兒の怯えたまざる時、狗の子くと唱ふる俗も、魔を拂ふ禁厭勝の一つなり、といへるも宜なり。禁厭はいふまでもなく、迷信行爲なれば、悪魔といへるものあり

と迷信すればこそ、種々に厭勝の術も行はるれ。出産の時、墓目を射るや、最初に二箭を放ち、産れて男兒ならば、更に一箭を放ち、女兒なれば放たざりき。刀物、又は弓弦を鳴らすも、亦當時の武器をして、悪魔を懼れしむるの手段に外ならず。されば、命名上にも、仲麻呂とか、人麿とか云ひて、麻呂といふ詞を、男の名に用ふるは、もとマロといふは、梵語にして、屎といふことにて、即ち不淨汚穢の意なり。今、之を名にすれば、身邊に不淨汚穢物を携ふると同じく、如何なる悪魔も忌み嫌ひて、近づかざるべしとの厭勝に外ならず。

臍の緒を断つに用ふる筈は、長さ一尺二寸の刀の如く皮付のまゝ削りたるものにて、柄の處を紙にて包み、左刀は、男之を結び、右刀は女之を結ぶ。竹に雄竹と、雌竹とありて、生ひ立ちより一の枝の二本つきしを雌竹として、一本つけるを雄竹となし、雄竹にて作り

しを陽の筈、雌竹にて作りしを陰の筈として、一對を備へ、生兒、男ならば、左刀を用ひ、女兒ならば、右刀を用ふ。更に小刀を添ふ。これは實際に臍帯を断るに用ふるものなり。さて男子の時、此の子息災にして、成長して壽長く、官位も昇進し、武運長久に、子孫繁昌なさしめ給へと祝言をなし、女子ならば、此の子、息災にして、日々に成長して、壽長く縁早くして、猪子の如く、子孫繁昌させ給へと祝ふ。斯くて、断臍の後、胞衣をば、酒又は水にて洗ひ清めし後、絹に包み、更に之を押樋、即ち胞衣桶に納め、米、錢、苧、葉、引鰻等を添へ、唐櫃に入れ、吉日吉方をえらび、人夫に昇がせ、墓目射る人と、典薬頭と共に、清淨の地に持ち行きて、土中に埋め、一同故らに笑聲を揚げて歸れり。こは、一の禁厭にして、笑は福社の根元なりとの意なりとぞ。

又、臍帯七夜の中に落つれば、隠乾となし、繪紙に包み、大切に

之を保存す、その紙一重に、五行叶の字を中に書き、端に年月日と、生児の童名とを記し、昆布、栗、熨斗と共に、箱に納め、生児七歳に達するまで、五節句の種々を入れ、八歳よりは、更に他の品を入れたり。康和五年正月十六日、堀河院の皇子降誕の時の状を、

被納胞衣、大納言、竝左少辨顯隆奉仕其事、加入瓮中金銀犀角墨筆小刀歟とあり。その他、前章已に記せるが如し。産婆、生児を抱きて、初聲を揚げざるに、真綿を指に巻きて、口中に入れ、汚物を拭ひ去り、或は産湯の水は井水を新に汲み、西より東に流るゝ水を汲みて、等分に合せ、之に虎の頭の形を映すなど、威な厭勝の法なり。湯氣を除くために、摘綿を延ばして、兒體を拭ひ後、別の綿に生児を包みて、その上に肝取絹とて、懷妊中、五ヶ月目に仕始めし、額帯にて造りしを被らすなど、一に延喜を祝ひ、御幣を擔ぐの行爲は、いづれも迷信の極、然せざる可らずと、思惟し、陰陽五行説、

或は神佛の方位諸説を恪守し、戦々乎として、唯及ばざらんことをのみ、恐れたるものゝ如し。此の年代に於ける出産の古俗、前章略敘する所の如し。今、徳川時代に於ける市井の習俗を附記するも、温古の一端なるべし。徳川四五代以後は、風俗最も奢侈に流れ、士風頽れて、庶民安逸の夢を貪れる時なりき。彼の浮世繪師の筆に成れるものを見るに、生児の宮詣の如き、衣服の華美絢麗を極めたるものを描ける者多し。



圖之帶着



此所に掲ぐるは、市井の一婦人が着帯せるを寫しよものなり。又、以て當時の風俗を窺知するを得ん。凡そ産事を叙するもの、古來既に御産部類、御産所記などあれど、市井の俗を詳記したるもの頗る乏し。早婚、晩婚の記事の如きは、往々散見するの古書あれども、探つて以て録すべきものなし。然るに年少の女子にして、娩産を遂げたるものは、世界を通じて、ハルレル、或はカールスの八九歳の妊娠を報告し、モントゴメラ、グイトレホール、キング、モリトールの諸醫は、又は十歳前後の分娩を發表したり。尤も月經の早潮に關しても、歐洲の諸學者の實驗する所によれば、コンビー、ジーマン、及びクラウスは各二歳より、グーハルトは早熟の女性五十四例中、既に初生兒にして月經の來れるもの、生後二週、又は二三ヶ月の頃より來れるもの四名、十八ヶ月のもの二名、三歳のもの六名ありたり、などいへる説はあれど、七歳未滿にして分娩したるもの

は、世界に於いて稀なるべきか、そは、兎園小説に記せる、文化九年壬申十月十日、御勘定奉行柳生主膳正様へ口達、と題せる一篇の事實なり。

土屋治三郎使者

大村市之允

拙者在所、下總國相馬郡藤代村百姓三吉厄介忠藏娘とやと申當申八歳罷成候者、去月十一日曉出産之所、男子致出生候段届出候に付、年頃不相當之儀に御座候間、見分の者差遣、様子相糺候所、同人儀文化二丑年五月一日致出生、四歳の頃より經水の廻り有之候得共、全く病氣と心得罷在候、然所去秋之頃より腹滿の氣味有之醫師へ爲見候所、蟲氣にても可有之哉と申聞、服藥灸治等、無油斷相用候へ共、相替候儀無御座、當春に相成彌々致腹滿候に付、種々致療治候へども、猶又醫師にも相尋候所、病氣には相違有之間敷候得共、萬一懐胎にても可有之哉、容態難決申聞候、其後近頃に相成、乳も色付、彌々懐胎に相違有之間敷段、醫師申聞候間、右之用意致杯罷在候所、去月二日夜中より蟲氣付翌三日曉平産母子共丈夫にて、乳汁も澤山有之由、且つ又と

品胎出產



安政元年甲寅讀賣一畫

や儀は年頃より大柄に相見え候、  
 出生の小兒は並々の小兒より、  
 産毛黒長き方に有之、其外は相  
 替候儀無御座候由、云々

とあり。依之て見ればこの  
 少女は七年五ヶ月にて、子を  
 生みしものなれば、六年七ヶ  
 月前後にて懐胎せしものと即  
 了すべきなり。歐洲にても、  
 モリトールは八歳より性交を  
 成せる幼女を見たりといひ、  
 タルノフスカヂヤは百五十名  
 の賣笑婦中、始めて性交を遂

げしもの、九歳と十歳との者各一人、十二歳のもの四人、十三歳のもの十二人ありと報告し、ハいらン、プユツシヤテレーは同じく賣笑婦につきて、十歳以下二人、十一歳以下三人ありしと云へり。さればとやの如きは、世界に唯一人の異例者とも見るべきか。  
 又、多産の如きは、我邦封建時代に於いて、有司の之を賞美したるは事實なり。茲に掲ぐるは、三兒を生みたるものにして、安政元年甲寅の秋八月一枚繪の讀賣なり。江戸芝橋枕町家主甚助店銀飾師安五郎といへるものと妻にて、二十七歳の女なり。記して當時の俗風を想像せんとす。

第二十三章 醫説と俗習

産婆が、生兒の口中を拭ふについては、産經の説に因れるものなり。そは、口中舌上に衝める血を取去らざる時は、忽ち凝結し、兒

の驚泣するや、之を嚙下し、腹中の百病を起すとある之なり。又千金方には、指を以て口中の惡血を去り、甘草を中指の一節程碎きて、水二合を入れ、一合に煎じて、綿に浸して飲ましめ、吐出せざるに至らば、惡血なきの證として、中止すとあり。俗間のあまもの、又はみづぐすりといへるは、此の説に従へるならむ。

産經に、初生兒の口中舌上に、白き米の屑の如きものあり。之を鷺口といふ。こは、生母が好んで、米を嚙みたる爲なり、之を除かすは、化して虫(今の細菌)となるべし。治方は、髪を釵の頭にまとひ、井花水を浸して、三四度拭ふべし、尙、去らざるものは、栗の莢の煮汁にて拭ふべしとあり。或は、生後三日、朱蜜を與へて、精神を鎮め、牛黄を與へて、肝臟を益し、除熱、定驚、避邪などの効ありとす。

洗浴には、湯に少しく牛脂を入るれば、老ゆる迄無病なり。虎頭

骨を湯に漬けて、浴せしむれば、無病なりといへり。故に中古以來、虎頭の影を湯に映すの俗も、此所に因するならん。

桃根、李根、梅根を煮て、その汁を浴湯に混するは、たしかに醫説なるべく、且つ、一二日を隔て、浴せしむるを可とし、丑、寅、卯、申、酉の日、及び甲寅、乙未、丙午、丁酉、癸酉、癸未、甲辰の日、皆吉日にして、庚戌、壬子、甲巳、庚辛、壬癸、辰、巳、午、未、亥の日は、大凶とす。男は戌の日、女は丁の日を忌み、平旦、

白中、黄昏、夜半は凶なりとせり。

授乳は、母の臂を枕にし、頭を平にして、乳を與ふべし。又、宿乳を搾り去つて後、之を吞ましめ、手を以て乳を接し、熱を發散せしめて後、與へざれば、乳汁奔馳して、呼吸を害す、と産經にいへり。俗に、捨乳とて、授乳の際、一絞りして後、吞まするは、之に従へるなるべし。

授乳の事、最も注意すべし。現今乳房の爲に、睡眠中に壓死する  
 嬰兒の多きは、新聞記事について知らるゝなり。  
 孟説食經に、小兒に黍を與ふべからず、蘇敬本草註に、栗を孩兒  
 に與ふれば、齒を生せず、本草拾遺に、蝦を食はすれば、脚屈して  
 歩行なり難く、蕨を食はしむるも、亦足弱くなるべし、などの妄説  
 あり。室町時代の産衣祝に、乳母生兒を抱きて、吉方に向ひ座し、



産婦に催生薬を呑ませ、力な所むしせ送る用

護持僧の加持を經たる産衣を着せ  
 しむる時、まづ襦袢を脱がせ、緑  
 染の筒袖の下著の上に、上著を順  
 次に著せ、紐にて結ぶ、上衣の表  
 は、堅紋に、綾に、銀箔にて、松  
 竹梅鶴龜を押し、裏は白練にして、  
 家の定紋などはつけざりしも、徳

川時代の浴布にて、兒體を拭ひ、暫くして後、産衣を着せ、男子は  
 左より、女子は右より袖を通させたること、命名の時に、假名をつ  
 け、又親の一字を用ふるなど、陰陽説と醫説とを、折衷したるもの  
 なり。

覆載萬安方に、初生兒聲を發せざる時は、温水を口に喰んで、面  
 に噴くべし。又臍帯は、六寸許に斷つべし。長きに過ぐれば、肌を  
 傷め、短きに失すれば、内臓を損し、下痢を起す。又刃物を用ひず、  
 單衣を隔て、齒にて咬切り、切口に氣息を吹き、暖むるを佳と  
 す。又浴後に斷つは不可なり、切口に艾を以て灸すること三次、艾  
 炷は小麥粒大にして、その痕を布片にて裹むべし。尙、切口は白き  
 練絹にてつみ、新しき綿を、厚さ三寸位入れて、柔かにつみ、  
 緩急の加減をよくし、二十日目に之を檢すべし。若し斷片燥きて堅  
 くなり、腹部を刺戟する爲に、啼泣すれば、戸を閉ぢ、帳を垂れ、

火を燃して、室内を暖めたる上、換衣せしめよとは、千金翼、幼々新書等も同意せる説にして、我國俗間に行ふ所なるべし。千金論に、猪膽を浴湯中に混すれば、その兒、終身瘡疥を患へず、集驗方に、兒髪を剃るは満月の日、即ち産後百日目に行ひ、生油、杏仁、胡粉を合せ塗りて、風邪を避く、頭髪を剃る時も同じとあり。此の説、我國にても、或地方に行へりといふ。

藏衣、即ち胞衣を埋むるには、之を清水、及び清酒にて洗ひ、錢一文を入れて、新しき瓶に盛り、青帛を以て、瓶口を封じ、尙その上を密封し、便宜の所に置きて、吉日をえらび、陽に向ひ、高燥の地を三尺許掘りて埋め、一尺七寸の上土を覆ふ、その堅牢なるほど、兒齡長く、智慧多し、若し、胞衣を猪、狗、昆虫の類に食はしむれば、生兒惡瘡を疾み、狂者となり、鳥類に食はしむれば斃死し、廟近き所に置けば、鬼魅現れ、深水汚地に置けば、雙盲となり、道

路街巷に棄つれば、兒をして子孫なからしめ、門戸に當てり埋むれば、青盲となり、火裏に棄つれば、爛瘡を患ひ、林木の頭に著くれば、絞死せんといへり。此の説、民間に浸潤して、迷信を堅むると共に、衛生上の効果を得たり。

又哺食は、生後三日目に、米を碎きて、濃厚なる液汁を造りて與ふ。之れ、穀神、即ち脾臟神を助くる爲なりと、又一説に、十日目に棗核大、二十日目に、この倍大、五十日目に彈子丸大、百日目に、稍大きくして哺すべしといへり。こも亦、民間に行はれたりき。

千真之の小兒養生録に、難産の爲、兒身冷却して假死せるものは、胞衣を綿に包み、炭火の上にて焼き、上に紙燭を大きくして、臍帯を灼かば、火氣腹に通じて蘇生すべしとあり。又、産湯には、食鹽少許を入れ、浴後よく拭ひて乾し、燕脂を遍身と、兩脇とに塗れば、風を引かず、胎毒をちらす、又胎糞、未だ下らざるに、乳を與ふれ

ば、乳癖となる。遲きに失すれば、乳を忘る。要するに生後十五六時ほど過ぎたる頃を佳とす、云々とあり。

女寶記大成には、うぶゆは、米泔水に、鹽を少し入れたるものを良しとす、香月季房の小兒必用記には、蜜薬といふものを、生れて直に吞ます。これは、俗にあまものといひて、欺冬の根を少し碎き、甘草を入れ、又は蜂蜜を少し入れて、飲まするなりといへり。但し尙、他の薬味を混すれども、此の簡單なるものは、治く用ひられたり。

彼の體玄子借地法などの、女を轉じて男となすの法は、病源論に、三月までは、未だ男女の性定まらざるゆゑに、三月未滿に、薬を服用し、方術により、女を男とすることを得、との説に基づき、鎌倉時代以來の武士的殺伐なる氣風は、男子を擧ぐるを望むのあまり、盛んにこの助産法行はれ、まづその方術として、妊娠三月、楊柳の

枝、東に向へるもの三寸許を衣帯に着用すれば、生兒必ず男子なりと、又、石南草四株を、産婦に知らしめず、衣帯の下に着くるもよしといふことあり。借地法にては、呪文を書き、三度讀誦し、終りて産婦の居室の北壁の中央に貼り置けば、穢汚を忌まずといふことなり、要は産婦の安全を欲する爲に、地を借るとの意なりといふ。熊の産を易くするの、習性にまねびて、安産の厭勝に用ふることに、前に陳ぶるが如し。玄壽齋漫筆にいはいはく、

播磨但馬の國境なる僻落にては、熊の安産をあやからんとて、産婦は熊の毛皮の敷物にすわり、あるは熊の肉を食餌となし、熊の掌を狩人よりかりえて腹をさすり、産の氣つけば、之をもてまじなひすること、なべての風習となれり。さればにや、安産しつる男子には、熊藏、熊吉、熊五郎など名付け、女子ならば、お熊、小熊など、名づくるもをかしや、

とあり。猿も亦、易産するものなればとて、紀州海草郡の今の四箇郷村、大字有本附近なる、和歌山より大阪への街道側には、猿の像を神體となせる小祠多し。こは猿は産を安くし、又瘡瘡輕き物なれ

ば、之に倣る様にと、産月近き和歌山市内外の産婦は詣でて、只管安産を祈願し。其像一つを借受け歸りて、枕頭に祭り、安産事すめば、同様の像一箇を求め、借りし像と共に、件の祠へ持行き、禮賽して歸るといふ。市井里落の俗、笑ふべきもの多し。殊に埋めたる胞衣を、虫なり、獸なり、真先に跨げ越ゆるものあらば、生兒は終生其物を嫌忌し、恐怖するものなりとの説をさへ、唱ふるに至れり。玄壽齋漫筆に、作州の山處に産をせしものは、鳥獸虫魚、すべての畜類に對して、殺生はおるか、放生をなし、飼を與ふるの俗あり、と記せり。今もその俗ありやしや、附記して参考に供するのみ。案するに、猴を神體となせるは、山王祠、日吉權現などの祠ならんか。京都の鬼門除なりといふ、松が崎の丘の下にある赤山神社は、泰山府君を祀り、社殿の上、猴の形せるものを置き、又土焼の小猴を造りて、賽者の求めに應せり。これ或は、紀州の如きものならんか、疑を存して、姑くこゝに附叙す。

大正三年七月一日印刷  
大正三年七月十一日發行



著 作 者

發 行 者

代 表 者

印 刷 者

印 刷 所

發 行 所

正 價 金 貳 円 八 拾 五 錢

(日本婦人科學史)

大 阪 市 東 區 葦 相 山 町

緒 方 正 社

東 京 市 日 本 橋 區 通 三 丁 目 十 四 五 番 地

丸 善 株 式 會 社

專 務 取 締 役

小 柳 津 要 人

東 京 市 京 橋 區 築 地 三 丁 目 十 一 番 地

野 村 宗 十 郎

東 京 市 京 橋 區 築 地 二 丁 目 十 七 番 地

丸 善 株 式 會 社

丸 善 株 式 會 社

東 京 市 日 本 橋 區 通 三 丁 目 十 四 五 番 地

大 阪 市 東 區 博 勢 町 四 丁 目

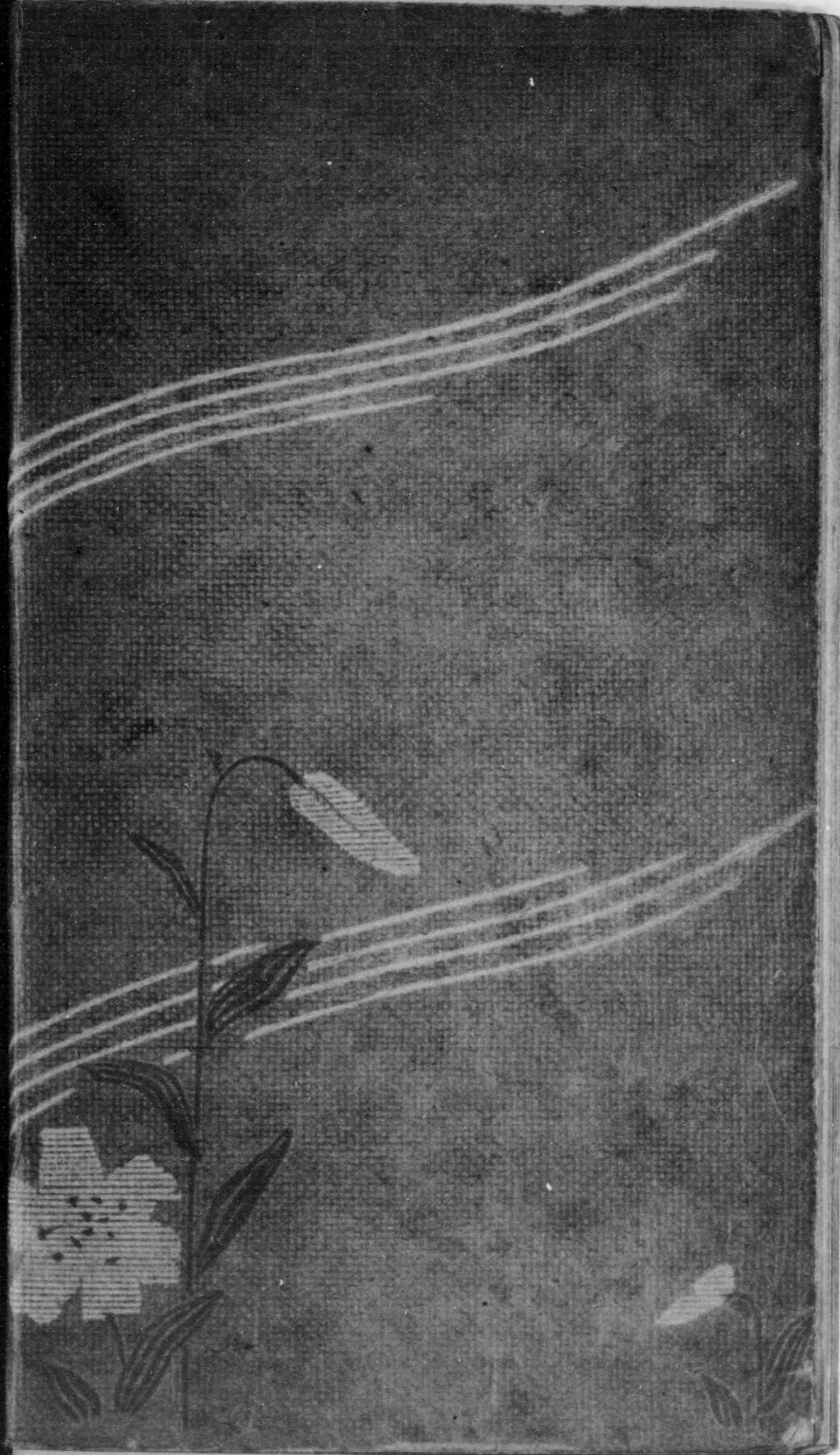
丸 善 株 式 會 社 大 阪 支 店

京 都 市 三 條 區 通 鉄 屋 町 四 入

丸 善 株 式 會 社 京 都 支 店

56  
2  
104

56  
104





終

